防犯便り「ひまわり畑」

平　30年　　7月　19日
第　　8　　号
埼玉県警察本部生活安全総務課
TEL　048-832-0110

「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキに注意!!

県内では「契約不履行で裁判になる」等の内容が記載されたハガキが郵送され、お金を騙し取られる被害が発生しています。

ハガキに記載されている内容

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(て)2812

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日　平成30年[redacted]日

法務省管轄支局　国民訴訟通達センター
東京都[redacted]
お問合せ窓口　03-[redacted]
受付時間9:00～20:00

連絡先の電話番号にかけたところ･･･

詐欺犯人

公共料金やインターネット利用料の契約不履行があり、訴訟になっています。
訴訟の取り下げには、本日中にコンビニのレジで現金を納付してください。

犯人は、言葉巧みにお金を騙し取ろうとします。

これは詐欺のハガキです！記載されている連絡先には、絶対に電話をかけないでください！！

このようなハガキが届いたら

○　心当たりのないハガキが送られて来たら、無視してください
○　不安に感じたら、警察に連絡してください